

教育標準時間認定の子ども(1号認定)の国基準(案)の変更点について

平成27年1月15日付にて、標記の件について、国から下記の変更点が示される。

【変更点】

1. 幼児教育無償化に向けた取組(低所得者世帯への支援)として、1号認定こどもの第2階層に係る国が定める水準については、一層の軽減(9,100円→3,000円)を図ることとなった。(平成27年4月施行)
2. その結果、平成27年度予算案に基づき国が定める利用者負担の上限基準は下記の右表となる。

階層区分		変更前 国基準(案)	変更後 国基準(案)
①	生活保護世帯	0	0
②	市民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む)	9,100	3,000
③	市民税所得割額77,100円以下世帯	16,100	16,100
④	市民税所得割額211,200円以下世帯	20,500	20,500
⑤	市民税所得割額211,201円以上世帯	25,700	25,700

【備考】

※小学校3年以下の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記右表の半額、3人目以降については0円となる。

※ひとり親世帯等、在宅障害児(者)がいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護世帯等、特に

困窮していると市町村の長が認めた世帯)の子どもについては、第2階層は0円、第3階層は1,000円減とする。

国基準(案)の変更に伴い、下記の表も一部変更となる。

【国基準(案)変更前】

階層区分	条件	利用者負担額
②	市民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む)	9,100
③	市民税所得割額77,100円以下世帯	16,100

【国基準(案)変更後】

階層区分	条件	利用者負担額
②	市民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む)	3,000
③	市民税所得割額77,100円以下世帯	16,100